

## 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会（第7回）

### 議事要旨

#### 1. 日時

令和7年11月20日（木）10時00分～11時18分

#### 2. 場所

WEB会議

#### 3. 出席者

##### （1）構成員

宍戸座長、上田構成員、落合構成員、音構成員、巽構成員、林構成員、  
深水構成員、松井構成員

##### （2）オブザーバー

一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、  
一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟

##### （3）総務省

豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官、  
井田情報流通行政局総務課長、佐伯放送政策課長、坂入放送業務課長

#### 4. 議事要旨

##### （1）一般社団法人日本民間放送連盟からの発表

一般社団法人日本民間放送連盟から、資料7-1に基づき、説明が行われた。

##### （2）取りまとめ（案）

事務局（坂入放送業務課長）から、資料7-2-1及び資料7-2-2に基づき、説明が行われた。

### （3）意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

#### 【林構成員】

まず、民放連様のプレゼンにつきまして2点コメントさせていただければと思います。1点目は、先ほど堀木専務理事から御紹介のあった日本テレビ系列全体でガバナンス強化の取組を進めているというお話をございましたけれども、こういった先陣を切った取組というのは非常に高く評価できるんじゃないかなと思っております。

それから2点目です。民放連自体の今回の取組につきましても、この本検討会の問題意識であるとか議論を適切に反映していただいたものと理解しております、これも高く評価できると思います。

ただ、喉元すぎれば熱さ忘れるということにならないように、御紹介のあったガバナンス検証審議会が実効的に機能を発揮し続けられるように継続的な御努力をお願いしたいという要望でございます。それが、以上が民放連のプレゼンに対するコメントでございます。

次に事務局の報告書案についてですけれども、これについてもこれまでの検討会における議論を丁寧に整理していただきましてありがとうございます。これについても特に異存ございません。

一つ要望させていただくとすれば、先頃、同じ総務省で放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討委員会というものが発足したところでございます。そこでもちょっと申し上げたのですけれども、この検討会というのは内部統制を中心とする社内におけるガバナンスの体制整備だとしますと、向こう側の適正化検証・検討委員会というのは社外における取引適正化等を主眼としておりまして、当然、人権デューディリジェンスというか、そういうのも入っておりまして、言わば本検討会と表裏一体の関係にあるのかなと思います。

この検討会は、どちらかというと会社法とか社内における内部統制の話だとしますと、社外の取引適正化の話は契約法とか独禁法とか下請法、取適法だとか、そういう話になってくると思うのですけれども、所掌している法律は

それぞれ違うとは思うのですけれども、ただ全体としてガバナンスというものを考えていかなければなりませんので、社内社外含めてですね。報告書にもステークホルダーとの関係における取引適正化とか人権デューディリジェンスとか、そういう観点もちりばめられていると理解しておりますので、ある意味、検討会の枠を超えて、あるいは所掌している法律の分野を超えて領域横断的にこのガバナンスの取組というのを進めていく必要があると思っていますし、そういう形で今後の検討会、ある意味、検討会の横串を刺すような議論が今後期待できればいいのではないかなと思っています。これもコメントというか、感想でございます。

以上になります。ありがとうございます。

#### 【松井構成員】

本日、民放連と、それから取りまとめについて御報告をどうもありがとうございます。

取りまとめ（案）においては、事前の取組、事後の取組、フォローアップという3段階に分けて対応について書かれておりまして、そして11ページの事前の取組における確認をする団体というものが15ページ自主的な取組に対する確認を評価する第三者の意見を聞く仕組みとして書かれており、一方、フォローアップについては円卓会議というものが設けられると書かれております。

民放連は今回、ガバナンス検証審議会というものを置かれると説明されておりまして、その説明の中で出てきておられるのは議長が外部有識者であるということと、それから不祥事に係る事後的なチェックということを書かれておられます。ここに書かれている自主的取組に係る確認を第三者にしてもらうことや、フォローアップにおける円卓会議との相互関係といいますか、それらが報告書との対照関係として結局どういう所掌になりそうなのかということを伺えればと思います。

それから先ほど林構成員がおっしゃっておられた取引先との対話といったようなものが、このガバナンス検証審議会という構成の中で議論されるのか、ほかの場所で確保されるという見通しであるのか、この点少し、もしかするとまだ検討中ということかもしれませんけれども、お分かりの部分がありましたら

お教えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【坂入放送業務課長】

事務局でございます。松井先生、御質問ありがとうございます。

まず、この15ページのところに記載しております第三者の意見を聞くことに関するましては、この報告書においては具体的にどういった取組、やり方があるかということまでは明示をしてございません。ですので、この部分については各事業者であったり、業界団体であったりで適切に御判断いただくことになると思っておりますが、例えばということで申し上げれば、各事業者において社外の取締役や社外の監査役といったところに評価いただくのも一案だと思います。あるいは、ガバナンス検証審議会というような民放連で取り組まれているものを御活用されるのも一案だとは考えているところでございます。

それから、フォローアップの仕組みのところで書かれております円卓会議に関するましては、こちらはまだ具体的な構成とか、そういったところまで検討をしていないところでございまして、これから取りまとめが出てからの検討にはなりますけれども、民放連の取組をはじめとしました今回、取りまとめ（案）において示しているような枠組みの実効性を確保するため、こういった円卓会議のようなものを置きまして、その場で実効性を確認しながら、さらに取組を充実することが必要であれば対応いただくことを御提言いただくようなところを考えております。これから検討する部分がございますので、まだ明確なお答えできませんけれども、以上のとおりでございます。

【日本民間放送連盟】

民放連です。松井先生、ありがとうございます。

強化策の中にも自己評価、自ら体制を整備してそれを開示する上では取締役会の決議がポイントになりますが、そこで社外取締役、社外監査役と書きました。ひとまず、モニタリングは取締役会で行うものと考えていますので、社外の取締役と監査役の役割に期待しています。各社がどのような外部の目を入れて開示に至ったのかは、外部に出す際にも、民放連で報告を取りまとめる際にも見ていきたいと考えています。

ガバナンス検証審議会で、外部のサプライチェーンについて検討や検証することは一義的には考えていません。あくまで日頃のガバナンス向上策や、重大な不祥事があった際の民放連での処分の必要性も含めた検証を行うためのものです。

ただ、先ほど林構成員から、総務省における検証・検討委員会への言及もありました。今回の取りまとめにも内部統制のことが書かれており、その中に人権デューディリジェンスなどの記載がありました。内部の統制をしっかりとすることが外部の取引先、サプライチェーンとの関係も適正化することにつながると思っていますので、まずはここに力を入れていくと思います。繰り返しますが、ガバナンス検証審議会で一義的に取上げようとは考えていません。

#### 【松井構成員】

つまりスリーステップあって、事前の取組、事後的な不祥事に対する対応、そしてフォローアップのどこか、この1とか3とかに検証審議会のような会議体を入れるかどうかは、総務省としては何か考えているところというのがあるわけではなく、かつ、民放連としても、そこについてはほぼ、この検証審議会はノータッチといいますか、関係すると考えているわけではないという、そういう理解だということを今、理解いたしました。

ご説明によりますと、この第1ステップに関しては、確認とありますが、基本的には業界団体というよりは各放送事業者の自己評価のウエートが非常に高い、それから取引先といったところがこの検証審議会に構造的に入る保障がない、ということであると理解いたしましたけれども、運用上は各ケースに応じて適切な対応が必要になってくるかと思いますので、この点について引き続き、もし必要だと思った場合には中の構成員でありますとか所掌について適時に見直しをしていただくということがいいかと思います。

以上です。

#### 【深水構成員】

どうも、深水です。よろしくお願ひいたします。私からも幾つかコメントをさせていただければと思いますけれども、多くのしようと思っていたコメント

は松井先生がしてくださっていまして、そういう意味ではオーバーラップするところが多いかと思いますけれども幾つかコメントさせていただきます。

まず、私も検証審議会に関するところですけれども、松井先生がおっしゃつたとおり、ほかの団体やほかの組織との関係で検証委員会、検証審議会がどういう権限を持ち、どういう役割と責任を持つのかということについては明確化することが非常に大事ですし、その責任に関わるところかもしれません、実際にどういう形で運営されるのかについて外から評価できる形にすることが非常に大事かなと思いますので、説明責任みたいなものも含めていただいて、先ほどのコメントにもありましたけれども後から評価をしたり、その上で何か見直しをしたり、改善をしたり、より良くすることができるような仕組みをしていくことが非常に大事かと思いましたので、その点を指摘させていただきます。

次に、そこでの実際の審議の対象になる実効性のところですけれども、実効性を評価するのは言うのは簡単なのですから、非常にやるのは難しいポイントかと思います。そこでは何か形式的に施策を入れるとか、仕組みを入れるというだけで実効性があるという話をするのではなくて、定性的な評価はもちろんですけれども、定量的な例えばデータを使ったりするような評価手法も取り入れていただいて、その実効性と質がうまくリンクするような形で議論をしていただければなと感じていたので、その点も一応、指摘させていただきます。

最後に、資料でいうと7-2-1や7-2-2に関わる部分で、これは総務省への質問になるかもしれません、行政の役割として、その経理的基盤が脅かされる恐れのある重大な事案というのは、誰がどういう基準とプロセスによって、これがあると認定するのかについて、これは本質的には放送事業者に対する過度な介入にならないようにする観点でも重要なポイントになりますし、裏返して、必要な場合にはきちんと介入することを裏付けるためにも必要なことかと思いますので、この辺りの要件というののプロセスや判断の透明性みたいなものを今後、明確にしたり、議論していかないといけないかと思っていましたので、その点をコメントさせていただきました。

もしかしたら私がいない回で既に議論されているのかもしれませんけども、一応そこだけ指摘させていただきました。私からのコメントは以上になります。

【坂入放送業務課長】

事務局でございます。深水先生、御質問ありがとうございます。

資料7-2-2の16ページの一番下のところでございますけれども、収支に大幅な悪化が見込まれるなど、経理的基礎が脅かされる恐れのある重大な事案の場合には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付けることの検討を行うべきであるという形で、この検討会としては、こういったことを総務省に対して検討すべきというボールを投げていただく位置付けでございまして、この取りまとめ（案）がまとまりましたらば総務省で法制的な検討をする形になってまいります。

ただ、その場合に一定の基準に基づいてとここに書いてありますので、先生、おっしゃられましたような透明性とか、そういったことを確保する観点で、この一定の基準をどうやって定めていくかをこれから検討する段階になります。

それから、その次の17ページの頭のところに書いてあります免許の条件については、現行法においても免許への条件付与は可能とされておりますので、あとは必要に応じて個別具体的な状況に即して、その時々、必要なものを付していくことになろうかと思いますけれども、いずれにしましても、こちらも同じように検討を行うべきであるような形での取りまとめとしていただけるのであれば、この取りまとめが出た後に総務省において検討をしてまいることになると考えてございます。

以上でございます。

【宍戸座長】

総務省からお答えいただいたとおりかと思いますけれども、この具体的な一定の基準の設定等については、既に深水構成員含めて、この場で適切なバランスのもとに明確に定めるべきだということを今まで御議論いただき、この報告書で言いますと18ページにも構成員のこれまでの主な意見というところで記しておりますので、これも踏まえて総務省においてこの取りまとめ（案）が確定後、具体的な検討をしていただけるものと私も認識しております。

## 【上田構成員】

上田でございます。他の先生方からお聞きしたかったことは出ている感じがありますので、もしかしたら重複があるかもしれません、お許しいただければと思います。

民放連、事務局からは御説明と、お取りまとめもありがとうございました。特に民放連におかれでは、事案発生して年明け以降、この会議が始まってまだ6か月という短期間で定款変更を含めるルールの整備、審議会の設定など具体的に推進されておられて、形が見えつつあるということだと思います。

特にステークホルダーの立場からすると、それは放送業界に対する信頼をより高くするものであると思いますし、ひいては電波を使われて公益事業を行われておられる会社として、国民の利益にも資するものであると拝察しております。また先ほど御報告、御説明いただきましたように、早速、日本テレビ放送網においては、グループ全体での取組を進められることを今のタイミングで御説明いただいたことは大変心強く、本当に迅速ですばらしいと拝察をいたしました。全体的な観点から2点ほどコメントさせてください。

まず、事務局資料の7-2-2の取りまとめ（案）についてです。まず、このお取りまとめ（案）、本当にありがとうございます。これまでの会議での先生方からの御意見でありますとか、御関係者からの様々な御報告を踏まえた内容になっていると思います。そして業界特性とか、実務上の課題を踏まえてあるべき論、あるべき姿は何であるか、できることは何であるかといったところを論点整理された報告書になっていると拝察いたしました。

私は1点追加してはどうかなと思ったところがございまして、12ページの人権コンプライアンスに関する取組の具体例のところでございます。コーポレート・ガバナンスというのは企業価値を保全、高めるという目的において議論されることが多いのですけれども、この会議のきっかけとなったのは、まさにこの人権コンプライアンスに対する姿勢、取組であったかと思います。結局、これが信頼性の根幹に位置する課題であって、倫理や企業文化にも関連するところでございます。

そういう点から考えますと、この会議はそもそもガバナンスに関する会議ですので、この取組の具体例として人権尊重・コンプライアンスに関する取締役

会の役割とか責任について明確化することを、明記していただいたらどうかと思います。

もちろん、この会議を通じて、本日御報告にもありましたように、各社において既に取組されているということは承知しています。また、この次の13ページにおいて適切な組織運営の実施というところで、企業、経営陣についての言及があることも承知しております。若干重複があるのかもしれません、取締役会がガバナンスの基本であります。しかも今回の問題の根幹というのは人権コンプライアンスという一番基礎となることに関する懸念であったかと思います。そのため、改めてこの人権・コンプライアンスの取組が取締役会の役割であって、責任あるいは責務であることを明記することで、まさにこの会議の本質の部分が明らかになるのかなと思った次第です。ぜひ御検討いただけると幸いです。

2点目は、これも取りまとめ（案）のところでフォローアップの在り方についてです。これも、ほかの先生方から、私も懸念というか、どうなのかなと思っていたところは今までに御質問いただいてかなり明確になりました。この会議で繰り返し申し上げて、議論になってきたところですが、公益事業を行われる主体として最も重要なことは、透明性と説明責任、それを踏まえた信頼確保であろうかと思います。

そのためには内部ガバナンスの確立、確保とともに外部のモニタリングの仕組みが必要になろうかと思います。さらに言うと、こういった取組を一過性のものとして終わらせるのではなくて、永続的な活動として継続的に信頼の保持に努めていくことが必要かと思います。

したがって、ここに書いてありますようにフォローアップの仕組みは大変重要であろうと思っております。この点、本日、民放連から御報告いただきましたように、今後設置される外部専門家を議長とするガバナンスの検証審議会には大変期待しているところでございます。これをいかに機能的にするか、実効性を保つかが重要です。ほかの先生方からも御意見がありましたように、有益な場として活用されることを期待するところです。

ただ1点、懸念というか、心配を申し上げますと、これも前回議論になりましたけれども、自主規制機関ではない業界団体という位置付けの中でこの審議

会がどれだけ実効性を持っていけるのかは、皆様御自身の意思とか意欲に頼らざるを得ないことから、御負担もあるのではないかなど感じるところです。また、ガバナンスの議論で重要なのは、外部性ではなくて独立性とか客観性でございます。そのため、こういう組織において設置され、招聘されるという外部委員ですが、重要なのは外部性というよりも独立性なのですね。

自らつくった組織において招聘した外部委員が実質的に独立性があるのかについて、なかなかこれを対外的に説明するのが難しいかと思います。とりわけ形式的、手続的な側面から独立性の懸念が持たれた場合に、これに対して抵抗する、対抗することは結構難しいのではないかなと思います。

というのが、これはコーポレート・ガバナンスの議論でよくあるのですが、テレビ局のように取引先が多いと、社会における関係先が大変多くなり完全な独立的な人を見つけるのは難しいですね。そういう人たちについて真の独立性とか、客観性の説明は難しいのではないかなと思っているところです。

そのため、まず第一線としてこの活動は本当に有効であろうとは思うのですが、こういう懸念を排除する観点からは、より公共的な仕組みで外部ステークホルダーと対話する、透明性を高める仕組みの設置が大変有意義ではないかと思います。

また、そういうことはないとは思いますが、様々な事情のもとで万が一にもこの審議会の仕組みがうまくワークしなかった場合、あるいは今回のケースのように取組を行ったけれども脆弱性があることが発覚した場合に、転ばぬ先のつえとして外部機能としてのバックアップ的な仕組み、より公共的な仕組みが必要であろうかと思います。

そういう意味でいいますと、取りまとめ（案）の、19ページに書いてある円卓会議が、この民放連の取組、さらにその審議会での健全性を担保して社会からの信頼性を確保するバックアップとしても機能すると思い、有効な手段と考えたところです。

この円卓会議というネーミングもそうですが、そういった場から想定、想像される雰囲気というのは、様々な関連する論点について自由闊達でオープンな議論を行う場であり、望ましい在りようかと思いました。これから内容は具体的にお決めいただけるかと思いますけれど、この取組に客観性と公益性、公正

性、公共性を与えるためには有効な手段であるかと思いましたので、ぜひ推進いただけけるとよろしいかと思いました。

私からは以上でございます。

それ以外のお取りまとめ（案）、事務局からおまとめいただいた内容については特に異存等ございませんので、あとは事務局と宍戸先生の御判断に一任させていただきたいと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

### 【宍戸座長】

ありがとうございました。非常に丁寧に御指摘いただいたと思います。

大きく2点あったかと思いますけれども、1点目は資料の7-2-2の12ページのところ、確かにそうですね、1番目の人権尊重・コンプライアンス確保の徹底のところで、方針の策定と、それから具体策について書いているわけですけれども、これも御指摘いただきましたとおり、13ページの適切な組織運営の実施のところで、企業・経営陣が人権尊重・コンプライアンス確保をはじめガバナンス確保に責任を果たすことについて、コミットメントを社内外に表明するというところもございます。

このコミットメントを社内外に表明することが大事だというのは私も大分強調して、書いていただいた記憶があるわけですけれども、これは当然、責任を果たすことを前提にした上で、コミットメントを示してくれという話であって、その前提は繰り返しになりますが、先生御指摘のとおり、経営陣が人権尊重・コンプライアンス確保を中心にガバナンス確保に主たる責任を果たす、それがまずあってのことですね。

その前提での話でありましたので、12ページの取組の具体例のところに重ねて、その中身の部分、饅頭でいうとあんこの部分ですが、それについてしっかりと書くかどうか、今の御指摘踏まえて私のほうで引き取って考えてみたいと思います。

それから2点目でございます。基本的には恐らく15ページ、それから19ページのところ、業界団体において第三者の意見等を反映していくことと、それが公正で、また独立性を担保した上で機能するようにということで、このフォロ

一アップの仕組みがうまく組み合わさるようにという御指摘であったかと思います。

この点は、先ほど松井構成員からも御指摘いただいた点にも関わるだろうと思います。両方の箇所をもう一度きっちり丁寧に見て御趣旨が十分これで読み込めるように、あるいは伝わるようになっているかどうか含めて、私の方で見て、必要な修文があればするということで、また御相談させていただきたいと思います。

#### 【翼構成員】

東京大学の翼でございます。私からは簡単にフォローアップの点についてのみコメントがございます。

取りまとめ（案）の全体に関しては異存ございませんし、これまでの構成員の先生方の御発言にも全面的に賛同するところであります。簡単に付け加えるのみになるのですけれども、冒頭に林先生から、喉元過ぎれば熱さを忘ることにならないようにという御懸念が示されておりましたけれども、そうならないように、このフォローアップの内容が非常に重要になるだろうと私も思っております。

現在の資料の書きぶりで異存はないのですけれども、概要版の資料ですとフォローアップというのが一番下に1行あり、そこで官民が連携してフォローアップする仕組みと書いてあります。官民連携という形でどうなるのかということは、まだ具体的には書かれていないのですが、私としては、ここでも放送事業者各社の自主的な取組を民放連がバックアップする体制が基本になるだろうと考えております。

本体版資料ですと、フォローアップの具体的な内容として、例えばということで、度々話題に出ておりました円卓会議を開催することが書かれております。円卓会議が一つのあり方だということは私も賛成するのですが、円卓会議を開催する事務局は総務省にならざるを得ないとしても、官が主導していくのではなく、これまでの取組の延長として会員各社と民放連が主体となって、この円卓会議を具体的に回していくべきことが必要になると思います。

要するに、社員各社のガバナンスを民放連がバックアップする体制が、フォ

ローアップのところまで貫徹されることが望ましいと思いますので、コメントのみさせていただきたかった次第です。

#### 【落合構成員】

取りまとめとありがとうございました。既に、本日、民放連からの補足の御報告もありましたし、事務局におかれても精力的にまとめていただいてございまして、報告書の内容、それ自体については私でも追加の意見はございません。より一層、運用としてどういうふうに考えていくかが、また今後考えていくべきところなのかなと思って伺っておりました。その観点から、民放連と総務省に、既に重複になってしまうところもあるかもしれませんのがお伺いしたいと思いました。

一つが今日、民放連から日本テレビ系列においてガバナンスの取組を実施しておられるというお話をございました。こういった系列でも取り組んでいただくことは非常に大事な取組なのではないかと思っております。つまりローカルの放送局の方々というのは、一部独立系もございますが、多くの場合は系列に属しているところもございますし、仮に個別の会社でリソースがなかったとしても系列であったり、いろいろな形で、ほかの業界内での知見をうまく連携し、ガバナンスを強化していく意味では、民放連そのものの取組と、また、こういった系列単位であったりですとか、何らかの集合体単位での取組をうまく組み合わせていくことも重要ではないかと思いました。

そういった中で、民放連にお伺いしたいと思いましたのは、どういう形で系列単位の取組、日本テレビが一番先行されたということではありますが、こういった何らかのグループでの取組と、今後どういうふうに連携していかれるのかをお伺いしたいと思ったのが1点目です。

2点目としましては、これは、このガバナンスの検討会の前から少し議論、デジタル放送研でも議論させていただいた点ではありますが、このガバナンスの仕組み自体については、既に各構成員からかなりいろいろ御意見もございまして、また若干違う点で言いますと情報開示をどういうふうにしていくのかといった、基本的な情報の開示の点についても議論させていただいておりました。このガバナンスに関する取組であったり、ディスカッションの結果とい

ったものも、情報を外に出していくことは、非常に重要ではないかと思っております。こういった情報の開示、民放連のレベルや個社のレベルでの取組をどう進めていかれるか、という点をお伺いできればと思いました。

最後に総務省に1点ですけれど、サプライチェーンなども今回追記いただきまして、本件のきっかけにもなる重要な点が捕捉されたのではないかと思っております。一方で、こういった取組というのは、例えば、この検討会の枠組みよりかは、ある種の下請取引適正化といった観点でほかの部局でも議論されているところもあるかと思います。今後そういったところとも、連携しながら取組を進めていかれるということでよかったですという点を、これは既にほかの構成員も若干言及されていた部分にも重なるかもしれません、念のため御確認いただければと思いました。

以上でございます。

#### 【日本民間放送連盟】

落合先生、どうもありがとうございます。

系列やグループもあるのだと思います。1週間前にNNSが発表した資料では、民放連の取組と歩調を合わせるとして、具体的に書かれており、民放連がこれまでに強化策で述べたことのブレークダウンのようなものです。ガバナンスはそれぞれの社が行うのですが、日本テレビはキー局として系列全体で取り組んでサポートしていくと言っています。こうした取組との連携は、キー局やローカル局との意見交換やディスカッションの場がありますので、話し合っていますし、これからも議論していきたいと考えています。

情報開示の手法はフォーマットについて申し上げましたが、開示の仕方や、企業情報も例えなどどのような項目を出していくのか検討中です。まずは会員社が自社の体制を整備して情報を開示することが一番大事ですので、そこに注力していきたいと思います。各社の情報開示は自社のウェブを使うことを想定していますが、まだ全体的に具体的な形は決めていないため、これから検討していきたいと考えています。

【坂入放送業務課長】

事務局でございます。

落合先生から御指摘いただいた点につきましては、資料7-2-2で申しますと4ページの一番下の丸のところになるかと思いますけれども、まずは人権尊重・コンプライアンス確保を中心とし、内部統制、財務、取引適正化等のガバナンスに含まれる幅広い事項については、他の検討の場での議論を踏まえて必要な措置を講ずるほか、業界団体において自主的な取組を推進するべきであるような形での記載をしておりまして、5ページの下のところの注釈の4、例えばというところで全日本テレビ番組製作連盟から御指摘のあった課題、労務管理上の課題であるとか予算上の課題といったことについては別の場、すなわち放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討会議において検討が行われる予定と記載してございます。

そういった形で、こちらの報告書におきましても先生御指摘のような点は記載しておりますけれども、林構成員からも関連する会議体においてしっかりと横軸を刺してほしいという類似の御指摘がございましたので、関係する会議体同士の連携もしっかりとやっていきたいと考えております。

以上でございます。

【落合構成員】

どうもありがとうございます。今の点は林先生からのチャットで来ているコメントにも関係するかと思いますけれど、そういった自主的な取組があるかないかは、総務省としての取組自体にも影響はあるのかと思いますし、また、ある種の別に放送業界に限ったことではない、下請法や独占禁止法的なところのコンプライアンスの話に近くなってくる部分もあったりもするかなとも思います。さらに、これらの論点だけに限らない部分もあるとは思いますが、そういったところを、総務省としても、状況を踏まえて適切に見ていっていただけると、本日のやり取りを踏まえても、全体として適切なガバナンスが整備されている状況になってくるのかな、と思いました。

民放連におかれでは、民放連ご自身としての情報の公開というか、全体のフレームなどの説明も含め、ぜひ適正に進めていっていただきたいと思っていた

次第です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。特に今、落合先生がおっしゃられた一番最後の点は、先ほど上田先生から御指摘いただいた、民放連が設置するガバナンス検証審議会の公正性、独立性を担保する上でも必要な論点だろうと思いました。

それから林構成員が先ほど11時で御退室ではございますけれども、チャット欄に今、落合先生からも言及いただきましたけれども、書き残しがございましたので私で読み上げたいと思います。

「先ほど松井構成員とのやり取りの中で、民放連様から、ガバナンス検証審議会においては、取引先を含むサプライチェーン全体における取引適正化や就業環境適正化については一義的には対象にしないという御回答がございましたが、私（林構成員）は、これについては映画界における取組が参考になるのではないかと思っております。

御案内のように、映画においては日本映画制作適正化機構という映画界が自立的に設立した第三者機関がつくられて、映適ガイドラインに基づくチェックが厳格になされていると承知しております。また、アニメについてもアニ適をつくる動きもあるようです。これと同様に、放送においても映適のように放適、ドラマについてもドラ適といったものをつくるて自主ガイドラインに基づいてチェックしていくということも、中長期的にはあり得るのではないかと思っております。これは質問ではなく補足の意見として申し述べたいと存じます。」

これが林構成員の追加の御指摘でございました。

【音構成員】

音です。ありがとうございます。

私から、これまで先生方、いろいろ御指摘をいただいたので、ほぼほぼ私の思っているところもお話をいただいたのですが、そもそもこの取組の方針、資料7-2-1の一番上の右側にありますとおり、ガバナンス確保は編集の自由の維持は当然の前提として、一義的には自主自律で実効性のある取組、個人、個社がちゃんとやることがポイントだとは思うのですけれども、その上で民放

連で、業界団体でガバナンスの審議会をつくる、それから円卓会議をつくると、こういう形の中で展開するに当たって、ただ、内容については、まだこれから御検討のところがあるということも承知をしておるのでですが。

一つは、先ほどの日本テレビ系列の活動のように、個社で様々な展開がこの後、出てくるのだと私、認識をしています。それから私の報告の時にも少し御紹介させていただきましたとおり、もう既に行われている事業者等もあるかと思います。それらの情報の共有というものをぜひ民放連でやっていただき、なおかつ、言うなれば様々なガバナンスの取組が出てくる中で、それを共有していくことによって、よりしっかりとしたものになっていく、そのことが重要なのではないのかなと思います。その上で、このガバナンスの検討審議会の透明性を大事にしていただければというのが、お願い事でございます。

他方において、これは円卓会議においても同様かと思います。この資料7-2-1の一番下のところ、先ほど何人かの先生も御指摘がございましたけれども、官民が連携してフォローアップをということでいうと、この円卓会議のポジションの透明性、それからその連携をしっかりとやっていただく。この部分、先ほど事務局の話ですと、これから細かい部分のところは決められる、提案を出されるということかと思いますけれども、この部分、しっかりとやっていただければなと思います。

私からは以上です。

#### 【日本民間放送連盟】

民放連の堀木でございます。

本日、構成員の皆様から非常に大事な指摘をいただいたと受け止めています。特に民放連としての情報開示は、これから細かいことを決めていきますが、重視して考えていきたいと思います。

本検討会に民放連は事業者団体としてオブザーバーで参加しましたが、7回の会合全てで民放連の考え方や取組の進捗を説明する時間をいただくという、これまでの有識者会議ではほとんどない展開でした。ありがとうございます。

この間、構成員からは専門的見地から国内外の様々な知見や、民放連の取組に対する意見・指摘をたくさん頂戴しました。民放連のガバナンス指針をアプ

ライ・アンド・エクスプレイン型にするということも含めて、構成員の皆様との対話を通じて民放連のガバナンス強化策を形にしていくべきだと考えています。改めて感謝申し上げます。

本検討会が一貫して、放送事業者の自主自律に重きを置いて議論を進めていますことにもありがたく思っています。ガバナンス確保の積極的かつ業界横断的な取組は、民放連や民間放送各社にとって新たな事業であり、新たなチャレンジであると思います。本日も御意見が出ましたとおり、取締役会がガバナンスの中心であり、経営トップのコミットメントが何よりも必要だということは、ガバナンスでも人権・コンプライアンスでも全てそうだと思っていますので、ここを民放連の取組の要諦として考えていきたいと思っています。

本検討会の取りまとめを参考にして、試行錯誤を繰り返すかもしれません、民放各社と民放連は時代状況や環境に応じたガバナンス確保の取組を続けていきたいと考えています。

最後に取りまとめ案について、制度改正が言及されていますので一言申し上げます。制度の見直しにあたっては、各構成員からも御意見がありました、いたずらに対象が広がらないように、特にこの一定の基準については慎重の上にも慎重な検討を要望したいと思います。

制裁ではなく、経営基盤の持続可能性を確保するためや、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならないことが提言されていますので、これは不祥事で失った信頼を取り戻すために、懸命にあがいて努力している当該事業者が立ち直るための後押しをすることではないかと理解しています。できれば制度はそうしたものであってほしいと考えています。

特に制度に関しては重要なことは細部に宿りますので、制度改正案が示された時点で改めて民放連の考えは申し述べたいと考えております。そうした機会もぜひ作っていただきたいと思います。

### 【落合構成員】

一言だけ付け加えさせていただきたいと思います。

今回はガバナンスの取組ではありますが、私も何回か申し上げさせていただきましたが、最終的には経営基盤を強化して、より信頼されるメディアとして、

より長期的に活躍していただけるような、そういう取組につながってもらうことを、私としては最大限期待しているものです。ぜひそういった、民放の方々のプラスになるような方向にもつなげていっていただきたい、と思っております。

以上でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございました。これも最後に貴重な御指摘いただいたと思います。それでは、本日の議論はひとまず、ここまでとしたいと思います。先ほど上田構成員との私のやり取りという形で幾つか修正を検討するということを申し上げましたけれども、もう1点、申し上げますと、19ページのフォローアップの円卓会議の言わば透明性、実効性についても修文の必要があるかどうか、付け加え、明確化をしておいたほうがいいかどうかも私で事務局と相談しながら、まとめていきたいと思っております。

本日の議題は以上になります。活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

先ほども申し上げましたとおり、この資料7-2-2、それから、それに付随する概要の7-2-1の取りまとめ（案）につきましては、先ほど私が申し上げました点について少し検討するということで、その成果を最終的にどうするかは座長であります私に御一任いただけないかと思いますが、構成員の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは、そのような検討をした上で、その結果については構成員、オブザーバーの皆様に御連絡を差し上げると同時に、パブリックコメントを実施させていただきたいと思います。この点についても御了承いただければと思っております。

#### (4)閉会

事務局より、第8回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。